

## 赤磐市立地適正化計画策定等検討協議会設置要綱

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づく立地適正化計画の策定及び変更にあたり、本市の良好なまちづくりに資するよう、広く意見を聴取し、幅広い観点から検討するため、赤磐市立地適正化計画策定等検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 立地適正化計画の対象区域における都市機能の立地に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、立地適正化計画の推進に必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充し、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の半数以上の出席又は委任がなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない理由のあるとき、又は会議の案件が立地適正化計画の軽微な変更に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず、書面審議により会議に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、建設事業部地域整備推進室に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初の委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初の会議は、市長が招集する。